

[様式第3号]

資料提供年月日	平成29年5月2日	
問い合わせ先	課名	就園管理課
	電話	直通 803-1431 内線 3670
担当者	職名・氏名	課長 小林
	職名・氏名	課長代理 湊田

広 報 連 絡

〈市長定例記者会見資料〉

1 件 名 岡山市の保育園・認定こども園等の入園状況と待機児童数について

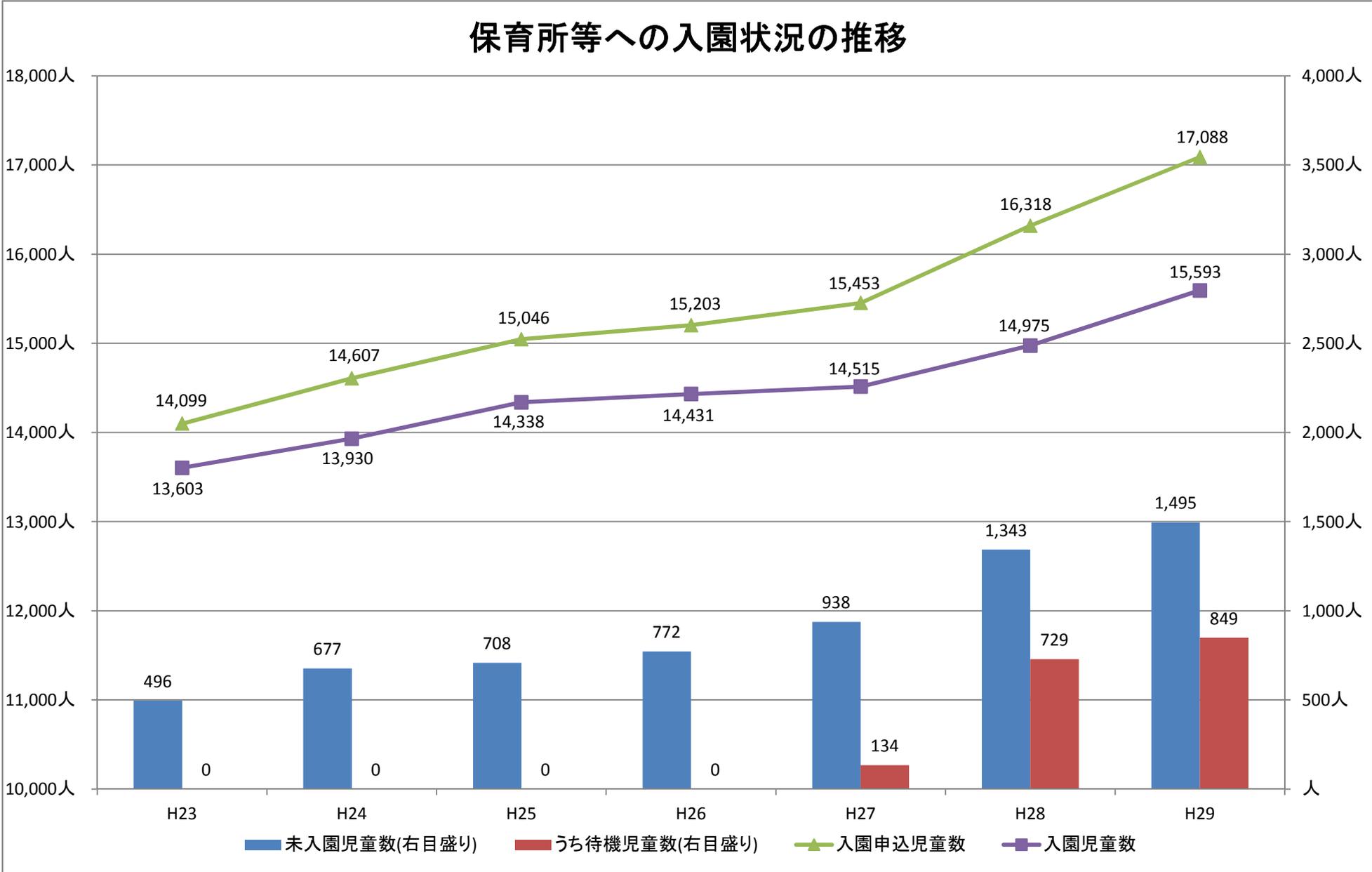
2 趣 旨 平成29年4月1日現在の保育園・認定こども園等への入園状況についてお知らせします。

17,088人の入園申込があり、15,593人を入園決定した結果、未入園児童は1,495人、そのうち待機児童は849人となりました。

今年、国の待機児童の定義の見直しが行われ、その中で、自治体は保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った情報提供を行って、丁寧な支援を行う必要があるとされています。

今後、保護者の生活実態にあった「寄り添う支援」をしっかりと行ってまいります。

保育所等への入園状況の推移



保育所等入園申込児童数の推移(平成19年度～平成29年度)

(単位:人)

年度(4月1日現在)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
就学前児童数(A)	40,179	39,914	39,486	39,343	39,285	39,690	39,546	39,290	38,976	38,708	38,182
入園申込児童数(B)	13,808	13,822	13,969	14,119	14,099	14,607	15,046	15,203	15,453	16,318	17,088
利用定員数	12,857	12,857	12,857	12,917	12,967	13,097	13,567	13,637	14,047	14,574	15,281
受入児童数	13,217	13,156	13,248	13,461	13,603	13,930	14,338	14,431	14,515	14,975	15,593
未入園児童数	591	666	721	658	496	677	708	772	938	1,343	1,495
認可外の保育サービス利用児童数※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※ 95
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	134	729	849
B/A(%)	34.4%	34.6%	35.4%	35.9%	35.9%	36.8%	38.0%	38.7%	39.6%	42.2%	44.8%
利用定員増加数	—	0	0	60	50	130	470	70	410	527	707
入園申込児童増加数	—	14	147	150	-20	508	439	157	250	865	770

注1) 平成22年度以前の入園申込児童数と未入園児童数には、「入園予約」、「書類不備」等を含む。

注2) 待機児童数は、未入園児童数の内数。

※ 未入園児童のうち、緊急一時預かり事業、認可外保育施設の認可化移行事業、企業主導型保育事業等を利用する児童数。
待機児童のカウントから除く。(国の定義)

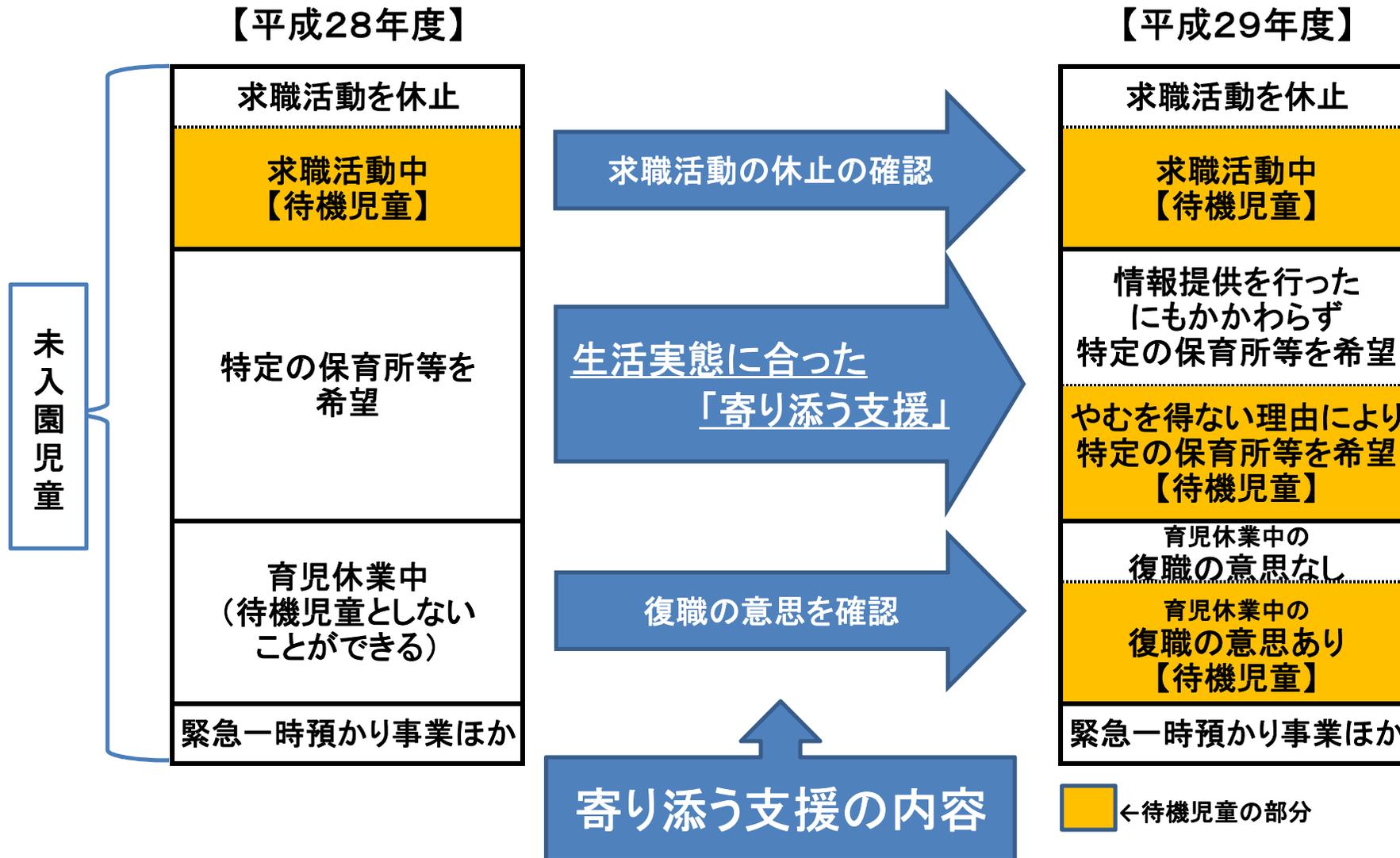
<入園申込児童数の増加数>

平成19年度から平成27年度(8か年)	$(15,453人 - 13,808人) \div 8年 \approx 206人/年$
平成27年度から平成29年度(2か年)	$(17,088人 - 15,453人) \div 2年 \approx 818人/年$

○国の待機児童の定義見直し(イメージ)

【主に3点を見直し】 ①求職活動中 ②特定の保育所等を希望 ③育児休業中 の取扱い

【ポイント】 保護者の生活実態に即した「寄り添う支援」が重要



保育所等利用待機児童数調査要領

下線部分・四角囲み：主な変更か所

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込みがされているが、利用していない者を把握することとし、その際の取扱いは以下のとおりとする。

1. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童数に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※ 求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- (1) 保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- (2) 保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認
 - ・ 求職活動状況を確認できる証明書類
 - ・ 求職サイトや派遣会社への登録などの活動を証明できる書類
 - ・ その他、面接等の活動を行っていることが確認できる書類(申込書の写し等)

←H29年度
変更か所

①

2. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市区町村で待機児童数に含めること。

3. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

- (1) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
- (2) 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)
- (3) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
- (4) 企業主導型保育事業

4. いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

5. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、待機児童数には含めないこと。

6. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込みが出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

7. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合

←H29年度
変更か所

②

寄り添う
支援内容

には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

←H29年度
変更か所

②

※ 「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するもの（3. の(1)から(4)までに掲げる事業又は施設を含む。）とすること。

- (1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

※ 他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行くことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- (1) 一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- (2) 他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- (3) 自治体の相談窓口等で個別に情報提供

寄り添う
支援内容

8. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

←H29年度
変更か所

③

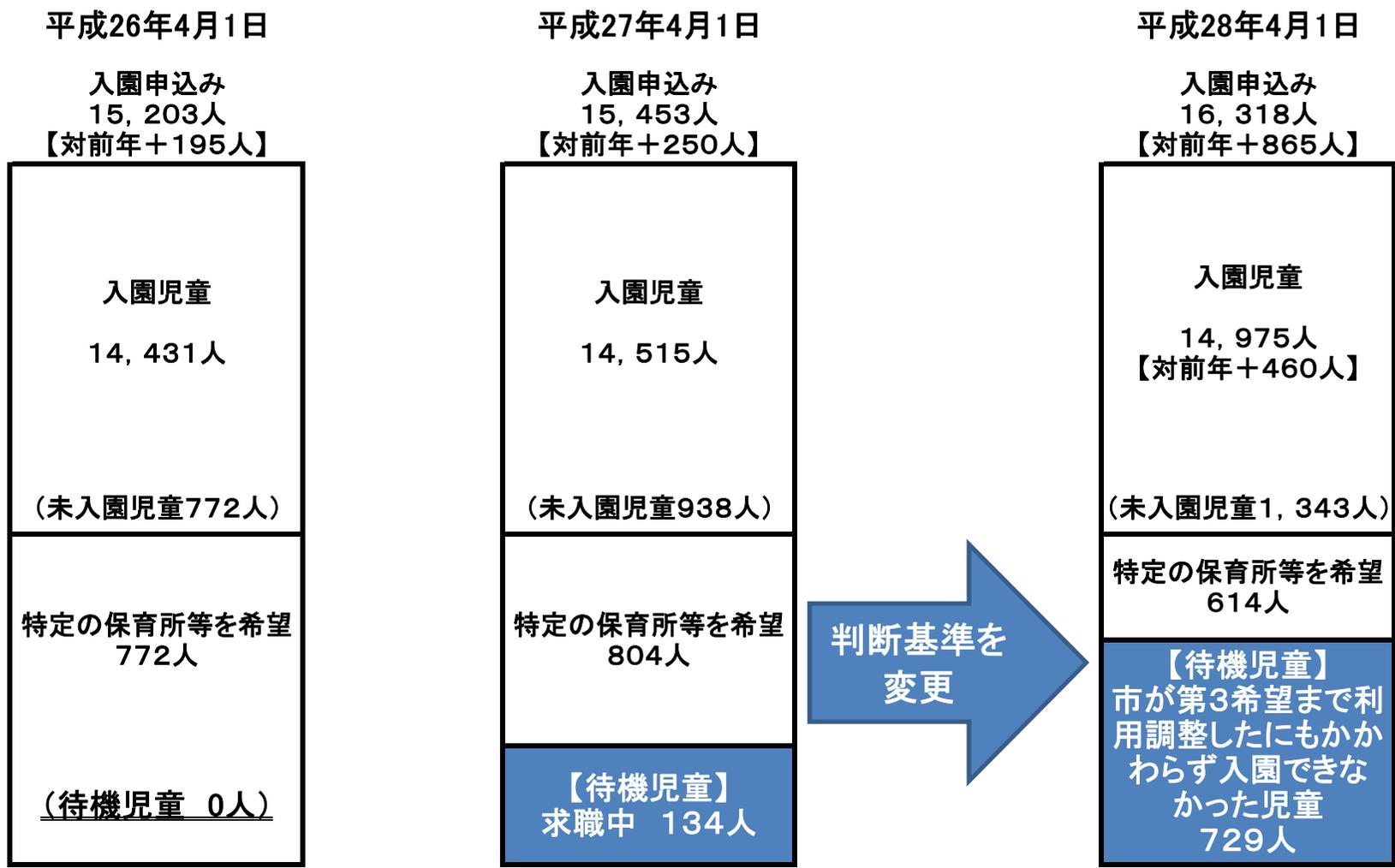
※ 保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認

寄り添う
支援内容

○岡山市の待機児童の考え方(平成28年度の定義見直し)

資料 5
平成29年 5月 2日
就園管理課

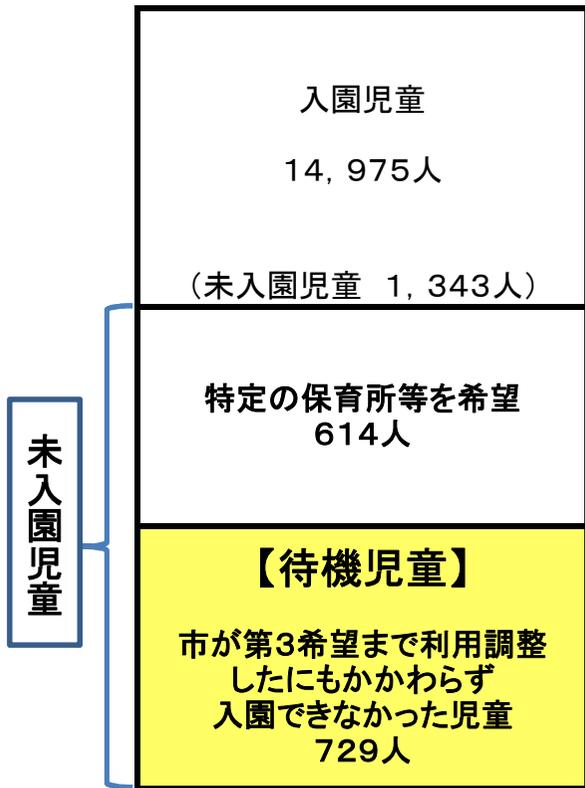


- ※ 平成26年の入園申込み数と未入園児数は、平成27年以降と基準を合わせるため「入園予約」「書類不備」等を除いた数字。
- ※ 平成27年は、「求職中」を待機児童とする国の定義変更があったため、「求職中の方」を全員「待機児童」とした。
- ※ 平成28年は、これまで「自宅から30分未満で利用可能な保育所等があるが、特定の保育所等を希望する者」として整理していた方のうち、市が第3希望まで利用調整したにもかかわらず、入園できなかった方を「待機児童」とした。

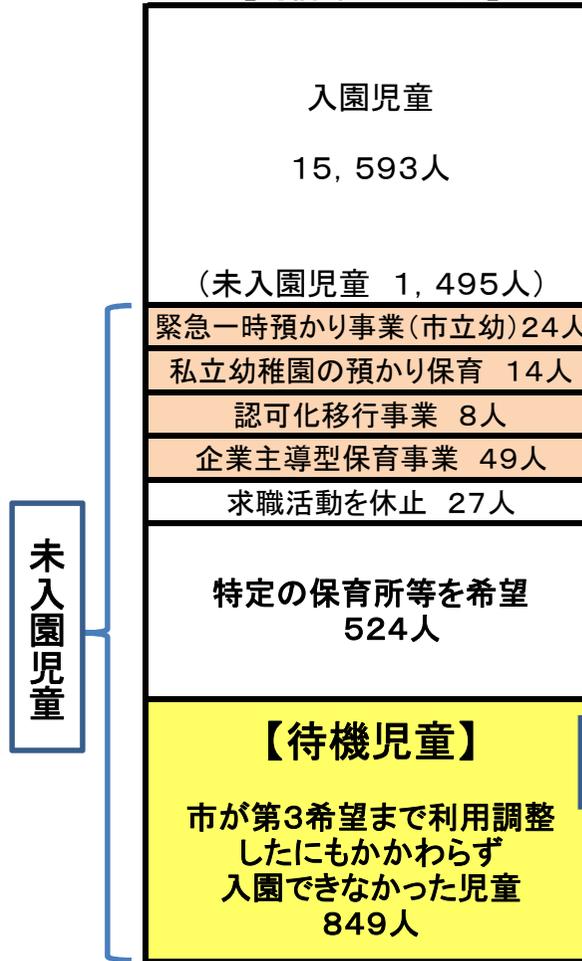
○岡山市の待機児童の考え方

資料 6
平成29年5月2日
就園管理課

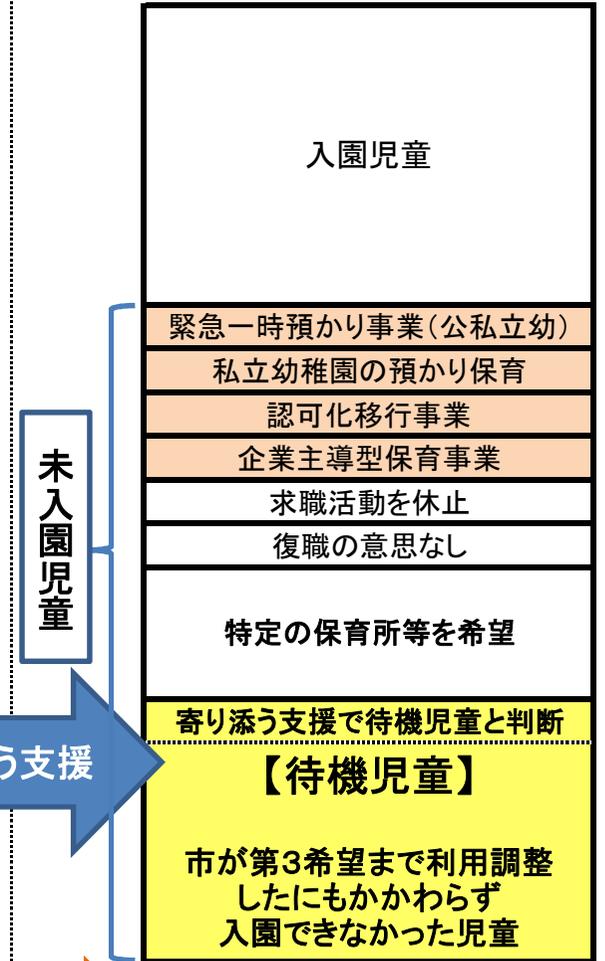
平成28年4月1日
入園申込み
16,318人



平成29年4月1日
入園申込み
17,088人
【対前年+770人】



平成29年10月1日
(予定)



寄り添う支援

保育の受け皿の拡大

183人+α
(H29.4.1と比較)

平成29年4月1日の保育の受け皿の拡大

No.	項 目	人 数
1	私立保育所の新設・増築(新設3園、増築1園、計4園)	339 人
2	既存私立保育所・認定こども園等の定員増減(定員増7園、定員減1園)	83 人
3	小規模保育事業の整備(10園)	182 人
4	事業所内保育事業の整備(3園)	103 人
5	公立幼稚園の空き教室を活用した一時預かり事業(2園)	40 人
6	既存認可外保育施設の認可化移行事業(1事業者)	92 人
7	企業主導型保育事業(6事業者)	176 人
8	私立幼稚園の預かり保育(7園)	14 人
合 計		1,029 人

平成29年10月1日の保育の受け皿の拡大(予定)

No.	項 目	人 数
1	小規模保育事業の整備(1園)	19 人
2	事業所内保育事業の整備(1園)	10 人
3	私立幼稚園の空き教室を活用した一時預かり事業(2園)	40 人
4	企業主導型保育事業(4事業者)	114 人
合 計		183 人